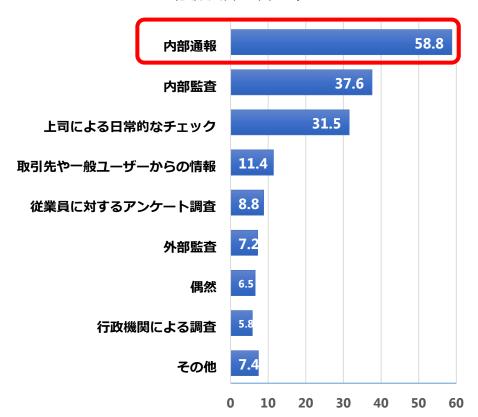


事業者等における通報体制の整備①

不正発見の端緒の第1位は、内部通報。 内部監査の約1.5倍に上る。

不正発見の経緯

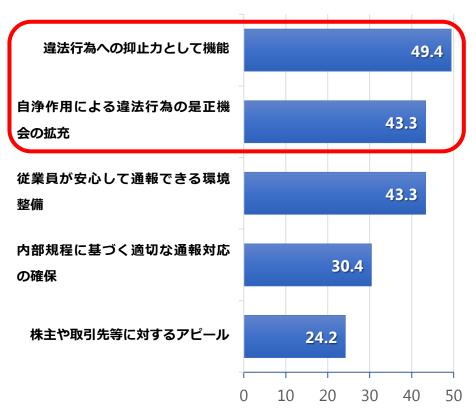
(複数回答、単位%)



導入の効果として、違法行為の抑止や 自浄作用の向上を挙げる事業者が多い。

内部通報制度を導入した効果

(複数回答、単位%)



出典:「平成28年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」(消費者庁)

通常の問題発見ルートでは容易に発覚し難い不正も多い。 内部通報制度は、リスクの早期把握や自浄作用の向上に大いに寄与。

事業者等における通報体制の整備②

多くの消費者・事業者・労働者が、自らと関係を有する事業者の内部通報 制度の実効性に高い関心を有している。

実効性の高い内部通報制度を 整備している企業の

商品・役務を購入したい

と回答した者の割合

実効性の高い内部通報制度を 整備している企業と

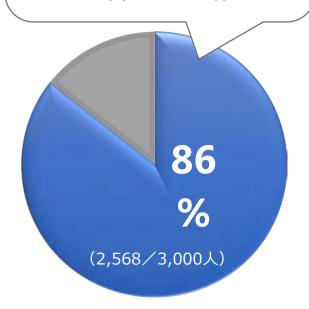
取引したい

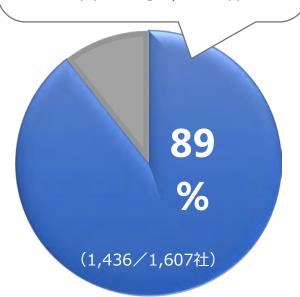
と回答した事業者の割合

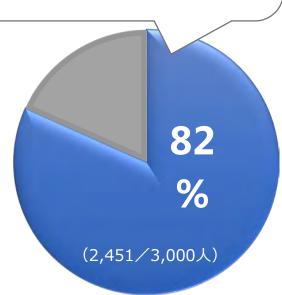
実効性の高い内部通報制度を 整備している企業に

就職・転職したい

と回答した者の割合





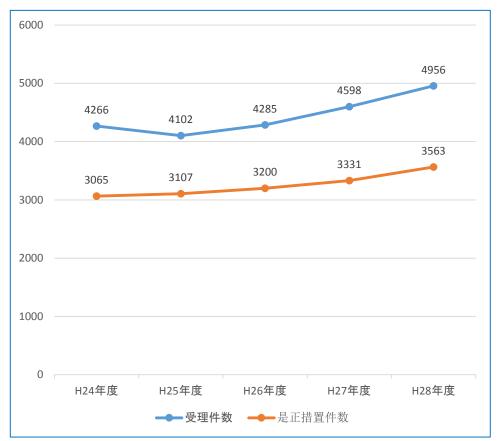


出典:「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」 「平成28年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」(消費者庁)

信頼を獲得し、企業価値の維持向上を図るためには、内部通報制度の実 効性を高め、ステークホルダーに証明していくことが必要。

事業者等における通報体制の整備③

外部の労働者からの公益通報の受理件数・ 是正措置件数の推移



受理件数・是正措置件数の主な内訳(注)

(法律別、平成28年度(平成29年3月31日時点))

対象法律	受理件数	是正件数
労働法関係(労働基準法、労働安全衛生 法、最低賃金法、雇用保険法等)	4784	3435
介護保険法	30	23
食品衛生法	15	12
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律	15	7
不当景品類及び不当表示防止法	11	21
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関 する法律	10	0
特定商取引に関する法律	9	1
医療法	7	5
障害者の雇用の促進等に関する法律	7	1
消防法	5	3

出典:「行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」(消費者庁)

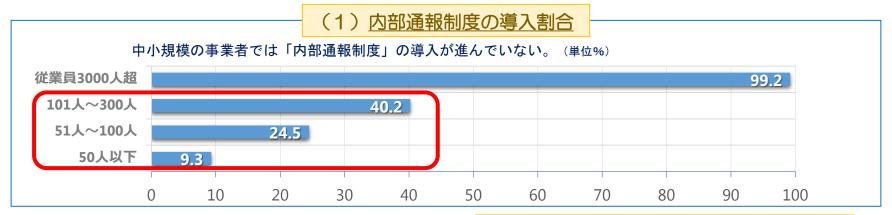
(注)前年度に受理し、平成28年度に対応した事案を含むため、是正措置件数が受理件数を上回ることがある。

事業者内の不正を知りうる立場にある労働者等からの通報は、行政機関 の法執行力の向上を通じて、事業者の法令遵守の確保に資する。

事業者等における通報体制の整備④

現行法の規定:内部通報制度等を設けることについて法律上の義務とされていない。

主に中小事業者において、内部通報制度の導入が進んでおらず、導入している事業者においても、重要な事項を社内規定に定めていない場合がある。







出典:「平成28年度 民間事業者における内部通報制度の実態調査」 (消費者庁)

「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査」(消費者庁)

事業者等における通報体制の整備⑤

内部の職員等や外部の労働者等から通報・相談を受付ける窓口の設置率 は、市区町村では低い水準にとどまっている。

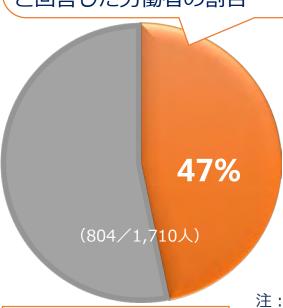


出典:「平成28年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査」(平成29年11月 消費者庁)

事業者等における通報体制の整備⑥

- ・勤務先の不正についての最初の通報先として、勤務先以外(行政機関や報 道機関等)を選択する割合は、約半数に上る。
- ・主な理由は「十分対応してくれない」「不利益を受けるおそれがある」。

勤務先の不正を知った場合の 最初の通報先として、 "勤務先以外(行政機関、報 道機関等)を選択する" と回答した労働者の割合



内部通報窓口有の場合:30% 内部通報窓口無の場合:61%

最初の通報先として勤務先以外を選択する理由





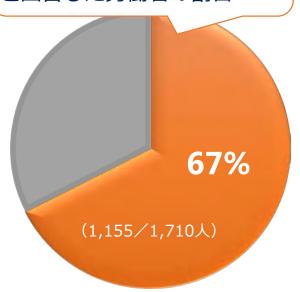
注: 労務提供先で不正行為がある(あった) ことを知った場合、労務提供先、行政機関、 報道機関等に通報・相談すると回答した労働者(1,710人/3,000人)に対する質問。

出典:「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度に関する意識等のインターネット調査報告書」(消費者庁)

通報に関する秘密の保護①

不利益取扱いをおそれて匿名で通報するとの回答も多く、通報に関する秘密保持に懸念があることが伺える。

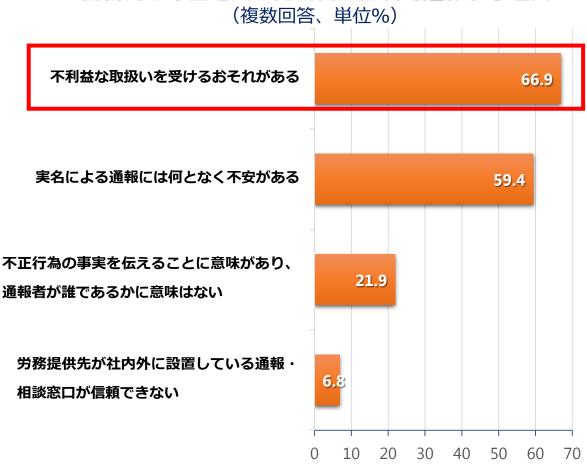
勤務先の不正を知った場合、 **"匿名で通報する"** と回答した労働者の割合



出典:「平成28年度 労働者における公益通報者保護制度 に関する意識等のインターネット調査報告書」 (消費者庁)

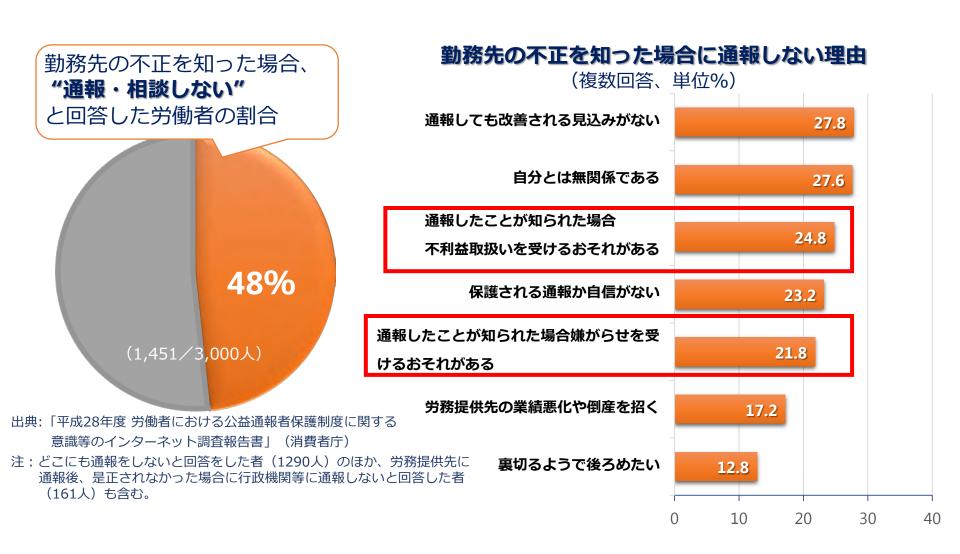
注:不正行為があることを知った場合に通報・相談すると回答した者(1710人)への質問に対する回答。





通報に関する秘密の保護②

通報したことが知られることをおそれて通報しないとする者も多く、通報に関する 秘密保持に対する懸念が、通報を躊躇させる可能性もある。



通報に関する秘密の保護③

現行法の規定:通報の秘密保持に関する規定が存在しない。

通報を受けた者による不適切な対応により、通報者が特定され、不利益な取扱い等を受ける事案が散見される。

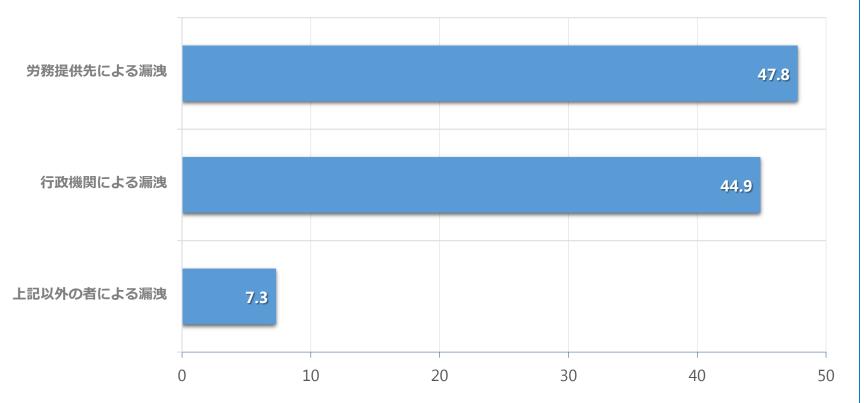
事案の概要	報道や判決の時期
労働者が、勤務先において自動車の架空販売が行われている旨の事実を、勤務先が設置する通報窓口に通報したところ、通報窓口の担当者が、通報者の氏名を勤務先に伝え、その後、通報者が自宅待機命令を受けた事案	平成20年3月報道
アルツハイマーの研究プロジェクトのメンバーが、同プロジェクトにおいて研究データが改ざんされた旨の事実を、行政機関にメールで通報したところ、通報を受けた職員が、通報に係るメールを研究プロジェクトの責任者に転送した事案	平成26年1月報道
大学の教員が、勤務先の大学病院において医療過誤があった旨の事実を、行政機関に通報したところ、通報を受けた職員が、通報者の氏名、所属を大学病院側に伝え、その後、通報者が講義のコマをゼロにされる等の不利益を受けた事案	平成26年12月報道
行政機関の職員が、行政機関の問題行為について、行政機関が外部委託している 通報窓口に通報をしたところ、同窓口の担当者が、氏名を伝えることに関して通報者 の同意がとれているものと錯誤して、通報者の氏名を行政機関側に伝えた事案	平成28年3月報道
労働者が、上司が取引先から不当な引き抜き行為を行っている旨の事実を、会社の通報窓口に通報したところ、同窓口の担当者が、通報者の氏名等を通報者の上司に伝え、その後、通報者が不利益な配転命令を受けた事案	東京高判平成23年8月31日
労働者が、勤務先(フランチャイジー)との雇用問題について、フランチャイザーが設置する相談窓口に相談したところ、同窓口の担当者が、相談内容を通報者の勤務 先に伝え、その後、相談者が、勤務先から就労を拒否をされた事案	大阪高判平成24年6月15日

[※] 裁判例や報道等を基に作成。

通報に関する秘密の保護4

労務提供先からの情報漏洩の存在

通報に関する情報漏洩が問題となった相談(69件)のうち、現行法に禁止規定がない、労務提供先事業者からの情報漏洩が問題となったものは約半数であった(単位%)。



注:「労務提供先による漏洩」は行政機関が労務提供先となる場合も含む。

「行政機関による漏洩」は外部労働者等から行政機関が通報を受けた場合に漏洩した事案を指す。